

## 建築・建築設備工事

# 工事一時中止に係るガイドライン

(暫定版 ver.1)

令和2年4月

神戸市

## 1 ガイドライン策定の背景

### ◆ 工事発注の基本的考え方

- 工事の発注に際しては、関係機関等との協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが原則である。
- やむをえず、これらが整わない状態で発注を行う場合は、契約図書に適切な条件明示（関係機関等との協議状況、設計上考慮している休止期間又は協議等成立の予定時期など）を行うとともに、施工計画の打合せ時に十分な調整を行うことが重要である。

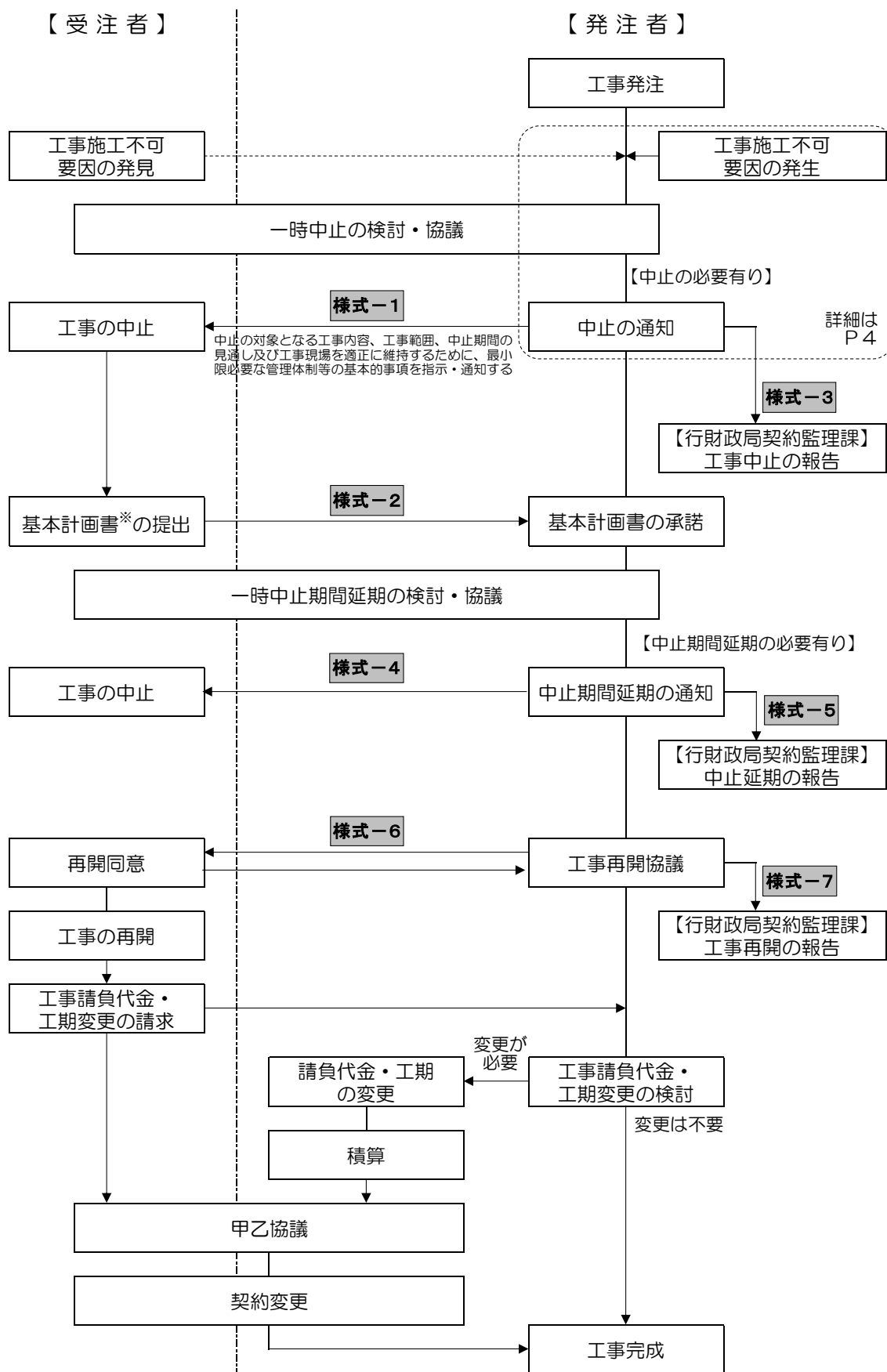
### ◆ 工事一時中止の規定

- しかし、「工事発注の基本的考え方」を遵守して発注を行った場合でも、①各種協議の追加や地中障害物等の障害により工事の継続が困難となる場合や、②その他請負人の責に帰することができない事由により施工ができなくなる場合が起こりうる。このような場合、神戸市工事請負契約約款第20条では、「神戸市は、必要があると認められるときは、工事の中止内容を請負人に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる」と規定している。

### ◆ ガイドライン（案）の策定

- 本ガイドラインは、神戸市が工事一時中止の通知を行う場合の判断基準や増加費用の算定方法など、神戸市請負契約約款第20条の運用基準を定めたものである。

## 2 工事の一時中止に係る基本フロー



※ 工事一時中止に係る中止期間中の維持・管理に関する施工計画書を「基本計画書」とする。

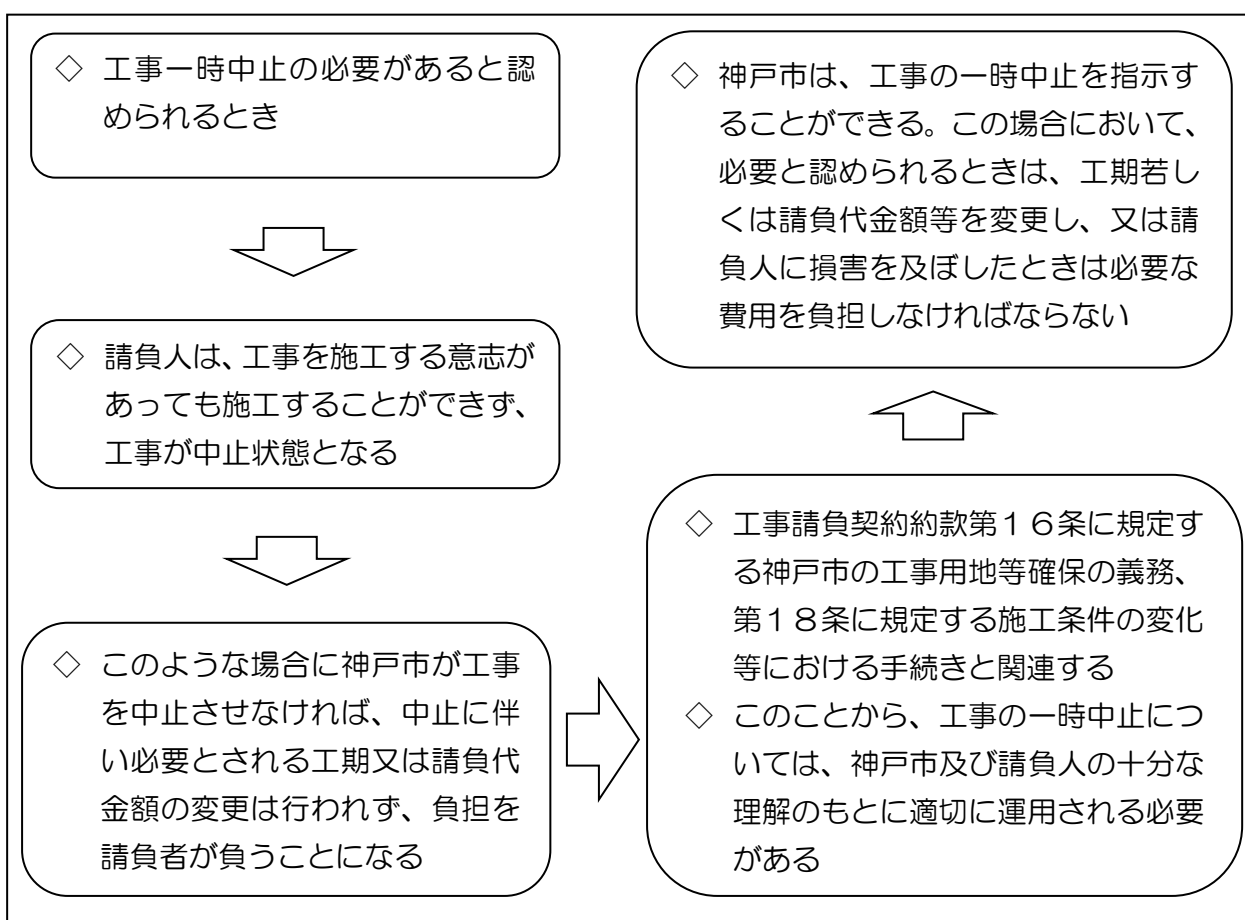
※ 請負人より提出された基本計画書に対する承認については、工事打合簿で行うこととする。

### 3 工事の一時中止について

- ◆ 神戸市は、必要があると認められるときは、工事の中止内容を請負人に速やかに通知して、工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。
- ◆ 請負人は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに神戸市と協議を行う。神戸市は必要があれば速やかに工事中止を指示する。

【神戸市工事請負契約約款第20条】

※ 以降の一時中止に係る事項は、全部又は一部中止とも同様とする



注) 工事一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取扱については以下のとおり。

- 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。
- 請負人の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期\*となった場合は技術者の途中交代が認められる。

【監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省総合政策局】

※ 大幅な工期延期とは、工事請負約款第49条第2号を準用して、「延期期間が当初工期の3分の1を超える場合」を目安とする。

※ 部分中止とは、工事の一部（主たる工種）を中止する場合をいう  
（この場合の、中止期間は主たる工種の中止期間をいう）

## 4. 工事を中止すべき場合

神戸市工事請負契約約款第20条の「必要があると認められるとき」の判断基準は以下の通りとする。

◆ ① 工事用地等の確保ができない等のため請負人が工事を施工できないと認められるとき

【例】

- 1) 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため（神戸市工事請負契約約款第18条）施工を続けることが不可能な場合等
- 2) 設計変更等により計画通知手続きが必要になり、工事の施工を止める必要がある
- 3) 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工種の工事があり、一部の工事の契約が成立せず、他の契約済みの工事の施工ができない場合
- 4) 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工種の工事があり、一部の工事で大幅な施工の遅延が生じ、他の契約済みの工事の施工ができない場合
- 5) 同一現場内に建築、電気設備、機械設備等複数の工種の工事があり、一部の請負者に倒産等の施工できない状況が発生し、他の契約済みの工事の施工ができない場合
  - ア) 会社の体制が整い、工事が再開されるまで
  - イ) 前工事の検査等精算が済み、引き継ぐ次回工事の作業が始まるまでなど

② 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって請負人の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損傷を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため請負人が工事を施工できないと認められるとき

【例（その他の自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合）】

- 1) 地中障害物・埋設物等の調査及び処理を行う場合
  - 2) 埋蔵文化財の調査又は発掘を行う場合
  - 3) 天災等により地形等の物理的な変動があった場合
  - 4) 妨害活動を行う者による工事現場の占拠及び著しい威嚇行為があった場合
- など

◆ 上記の規定によるほか、請負人が契約図書に違反し又は本市の指示に従わない場合等、本市が必要と認めた場合

※ 一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。

## 5. 中止の通知と中止期間

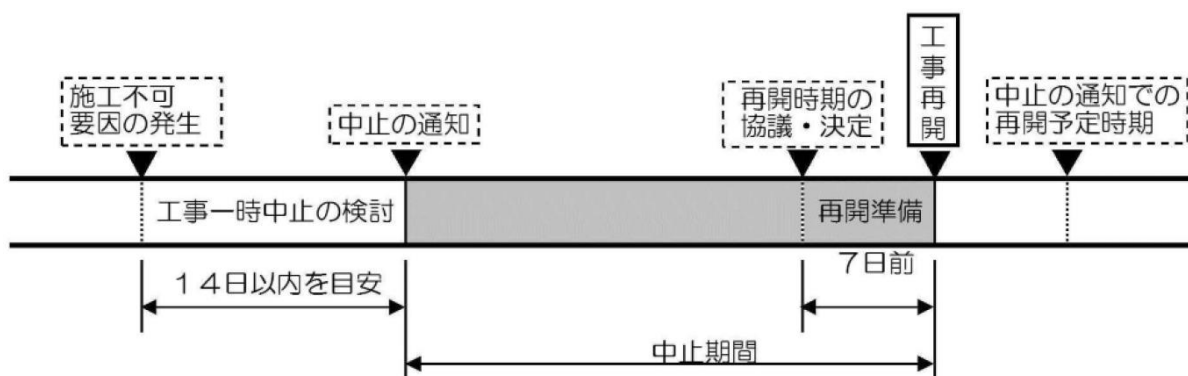
- ◆ 神戸市は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事範囲、中止期間の見通し等の中止内容を請負人に通知しなければならない。

### <工事の一時中止の検討・協議>

工事施工不可要因の発生から14日以内を目安に、工事一時中止について検討し、甲乙協議のうえ一時中止の指示・通知をするか施工継続するかについて判断を行う。

### <工事の中止期間>

- ◇ 通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。
- ◇ このため、工事一時中止の検討では、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。
- ◇ 工事再開の時期については、神戸市・う請負人が協議のうえ決定する（再開時期の決定は、再開準備期間を考慮して再開予定日の7日前までを目安とする）。
- ◇ このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、請負人が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。



#### ※ 一時中止の再通知

中止の通知による工事再開予定時期を経過してもなお工事の再開が不可能と認められる場合は、一時中止の再通知を行うものとする（再通知の時期については、当初の再開予定時期の7日前までを目安とする）

## 6. 基本計画書の作成

- ◆ 工事期間中における工事現場の管理は請負人が行うことになっており（神戸市工事請負契約約款第16条第2項）、神戸市は工事を中止する場合において、請負人に中止期間中の工事現場の管理に関する計画の作成を指示することとする。
- ◆ 請負人は工事一時中止の通知を受けたときは、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を本市に提出し、承諾を得ることとする。

※ 実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理が必要である場合は基本計画書を提出し、承諾を得ることとする。

＜記載内容＞	＜管理責任＞
<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 基本計画書作成の目的</li> <li>◇ 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること</li> <li>◇ 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること</li> <li>◇ 中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本的事項</li> <li>◇ 工事再開に向けた方策</li> <li>◇ 指示時点で想定する工事一時中止に伴う増加費用の概算金額※及び算定根拠</li> <li>◇ 基本計画書に変更が生じた場合の手続き</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 中止した工事現場の管理責任は、請負人に属するものとする</li> <li>◇ 請負人は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。</li> </ul>

※一部一時中止の場合には、概算費用の記載は省略できる。

### ★★★「補足標準仕様書」への記載★★★

#### 1章 一般共通事項 1.1.9 工事の一時中止に係る事項

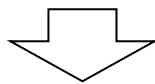
##### 工事の一時中止に係る計画の作成

- (a) 神戸市工事請負契約約款第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。
- (b) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること

## 7. 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担

- ◆ 工事を中止した場合において、神戸市は、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は請負人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【神戸市工事請負契約約款第20条】



◇ 「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。

### ※ 請負代金額の変更

- ・ 一時中止に伴い設計図書の変更を行った場合の材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。

### ※ 増加費用の負担

- ・ 増加費用  
暴風雨の場合など、契約の基礎条件の事情変更により生じたもの
- ・ 損害の負担  
神戸市に過失がある場合に生じたもの  
事情変更により生じたもの  
(増加費用と損害は区別しないものとする)

### ※ 工期の変更

- ・ 工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。
- ・ 地震、災害等の場合は、後片付け期間や復興に要した期間を考慮して工期延期することが必要である。



## 8. 増加費用の考え方

### ○ 増加費用の範囲

- ◆ 増加費用は、神戸市が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用について請負人から請求があった場合に適用する。
- ◆ 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用及び請負人の本支店における必要な費用とする。

工事現場の維持に要する費用とは

- ◇ 中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等

工事体制の縮小に要する費用とは

- ◇ 中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労働者、技術職員の配置転換に要する費用等

工事の再開準備に要する費用とは

- ◇ 工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労働者、技術職員の転入に要する費用等

※ 増加費用の範囲、内容等については、平成 28 年 3 月 14 日付け国官技第 346 号「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算方法について」を参照

### ○ 増加費用の算定

- ◆ 増加費用の算定は、請負人が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など、神戸市・請負人間で協議して行う。





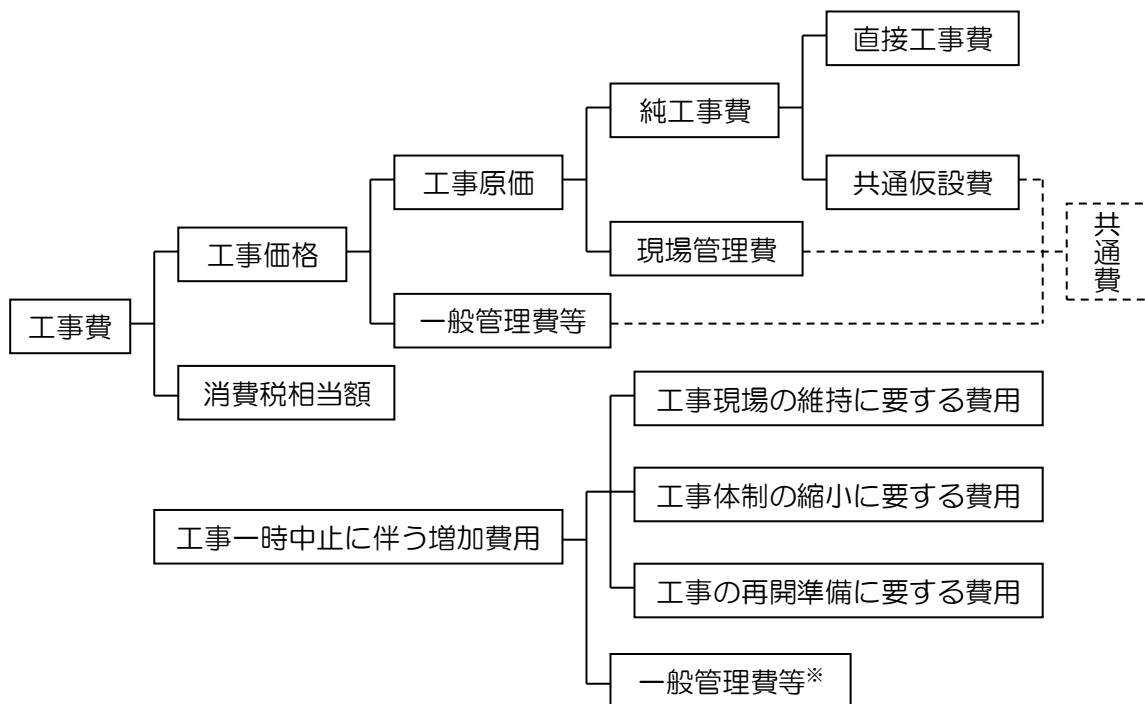


## 9. 増加費用の積算等

- ◆ 増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費用の内容について積算する。再開以降の工事に係る増加費用は、設計変更で処理する。
- ◆ 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する。
- ◆ 増加費用は、中止した工事の内訳書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別計上する。ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合計額を請負工事費とみなす。
- ◆ 増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、変更契約するものとし、落札率も考慮する。

### 増加費用の構成

◇ 中止期間中の現場維持等に要する費用は、原契約の請負工事費とは別に計上する。



※ 一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

様式－1

令和 年 月 日

請負人

様

工事監督担当課  
( 所 属 長 )

## 請負工事の一時中止について

神戸市工事請負契約約款第20条の規定に基づき、下記のとおり工事を中止されるよう通知します。

### 記

1. 工事名

2. 一時中止とする理由

3. 一時中止の内容

- (1) 中止する工事の工種等
- (2) 中止する工事範囲
- (3) 一時中止期間
- (4) 管理体制の基本的事項
- (5) 基本計画書の提出

中止期間中の維持管理に関する基本計画書を様式－2により提出し承諾を得ること

以上

様式－2

令和 年 月 日

工事監督担当課

( 所 属 長 )

請負人

印

## 工事一時中止に伴う

### 工事現場の維持、管理等に関する基本計画書について

令和 年 月 日付けで工事一時中止の通知があった下記工事について、別紙のとおり基本計画書を提出します。

工事名

---

別 紙

## 基本計画書

1. 基本計画書作成の目的
2. 中止時点における内容
  - (1) 中止する工種の出来高
  - (2) 職員の体制
  - (3) 労務者数
  - (4) 搬入材料
  - (5) 建設機械器具等
3. 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事。
4. 中止期間中の工事現場の維持、管理に関する事。
5. 工事再開に向けた方策
6. 指示時点で想定する工事一時中止に伴う増加費用の概算金額及び算定根拠
7. 基本計画書に変更が生じた場合の手続き



様式－3

令和 年 月 日

行財政局契約監理課

( 所属長 ) 様

工事監督担当課

( 所属長 )

## 請負工事の一時中止について

神戸市工事請負契約約款第20条の規定に基づき、下記のとおり請負人に工事の一時中止を通知しましたので報告いたします。

### 記

1. 工事名
2. 請負人
3. 一時中止とする理由
4. 一時中止の内容
  - (1) 中止する工事の工種等
  - (2) 中止する工事範囲
  - (3) 一時中止期間
  - (4) 管理体制の基本的事項

以上

様式一4

令和 年 月 日

請負人

様

工事監督担当課  
( 所 属 長 )

## 請負工事の一時中止期間の延期について（通知）

令和 年 月 日付けで一部一時中止した標記工事について、神戸市工事請負契約約款第20条の規定に基づき、下記のとおり一時中止期間を延期するよう通知します。

### 記

1. 工事名
2. 一時中止予定期間  
(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日
3. 延期一時中止期間  
(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日
4. 延期する工事範囲
5. 工事再開等については、別途協議する。

以上

様式—5

令和 年 月 日

行財政局契約監理課

( 所属長 ) 様

工事監督担当課

( 所属長 )

## 請負工事の一時中止期間の延期について

神戸市工事請負契約約款第20条の規定に基づき、下記のとおり請負人に請負工事の一時中止期間の延期を通知しましたので報告いたします。

記

1. 工事名

2. 一時中止予定期間

(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

3. 延期一時中止期間

(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日

4. 延期する工事範囲

5. 工事再開等については、別途協議する。

以上

様式-6

令和 年 月 日

請負人

様

工事監督担当課

( 所属長 )

## 一時中止中の請負工事の再開について

令和 年 月 日付けで一時中止を通知した下記工事について、契約書第22条の規定に基づき下記のとおり協議します。

記

1. 工事名
2. 請負人
3. 再開年月日 令和 年 月 日
4. 再開の範囲
5. 変更工期 別途協議

上記工事の再開等に同意し、一部返送する。

令和 年 月 日  
請負人住所  
氏名

様式-7

令和 年 月 日

行財政局契約監理課

( 所属長 ) 様

工事監督担当課

( 所属長 )

## 一時中止中の請負工事の再開について

令和 年 月 日付け通知の下記工事につき、令和 年 月 日より再開しますので報告いたします。

工事名

---

国官技第346号  
平成28年3月14日

各地方整備局長 殿  
北海道開発局長 殿  
国土技術政策総合研究所長 殿

国土交通省大臣官房技術審議官

工事の一時中止に伴う増加費用等の積算方法について

請負工事を一時中止した場合の増加費用等の積算方法について、別紙のとおり定め、平成28年4月1日より実施することとしたので通知する。

下記の通知は、平成28年3月31日をもって廃止する。

- (1) 昭和57年3月29日付建設省官技発第116号  
最終改正 平成元年2月8日付建設省技調発第57号  
「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱について」
- (2) 平成4年3月19日付け建設省技調第80号  
最終改正 平成26年3月14日国官技第277号  
「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について」

## 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算方法

請負工事を一時中止した場合の増加費用等の負担については、工事請負契約書の制定について（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）及び工事請負契約書の運用基準について（平成7年6月30日付け建設省厚契第27号）により行うこととされているところであるが、増加費用等の積算について、下記によるものとする。

## 記

1. この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 現場搬入済の材料、機械等……一時中止（以下「中止」という。）以前に工事現場に到着又は搬送手配済の材料、機械等
  - (2) 期間要素を考慮して計上されている材料、機械等……一時中止指示時点（以下「中止時点」という。）における当該工事の設計書（以下「元設計」という。）において、供用されている期間の長さによって積算額が変わるものとして、取扱われている材料、機械等
2. 対象工事  
発注者が、工事請負契約書第20条第3項の負担額又は賠償額（以下これら一括して「増加費用」という。）を負担する工事は、予測し難い理由により、施工途上にある工事を中止したために、増加費用が生じたものとする。
3. 中止時における指示  
発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。
4. 基本計画書
  - (1) 受注者は、工事を中止した場合においては、次項に定めるところにより中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し協議する。
  - (2) 基本計画書においては、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関する事、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する事及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにするものとする。
  - (3) 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとし、受注者は、基本計画書においてこの旨を明らかにするものとする。
  - (4) 基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
5. 工期短縮計画書
  - (1) 発注者は中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
  - (2) 受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
  - (3) 協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。
6. 請負代金額または工期の変更  
工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

## 7. 中止に伴う増加費用

- (1) 増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量などを受発注者協議して行うものとする。
- (2) 増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算するものとし、再開以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計変更を行うものとする。
- (3) 中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。

## 8. 増加費用の考え方

### (1) 本工事施工中に中止した場合の費用

増加費用等の適用は、発注者が工事の中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

#### 1) 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。

#### 2) 工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。

#### 3) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。

#### 4) 中止により工期延期となる場合の費用

中止により工期延期となる場合の費用とは、工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。

#### 5) 工期短縮を行った場合の費用

工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。

### (2) 契約後準備工着手前に中止した場合

1) 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態での測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。

2) 発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の中止を受注者に通知する。

3) 一時中止に伴う増加費用は計上しない

### (3) 準備工期間に中止した場合の費用

1) 準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。

2) 発注者は、上記の期間中に、本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の中止を受注者に通知する。

3) 増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。

## 9. 増加費用の設計書における取扱い

増加費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。ただし、設計書の上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなすものとする。

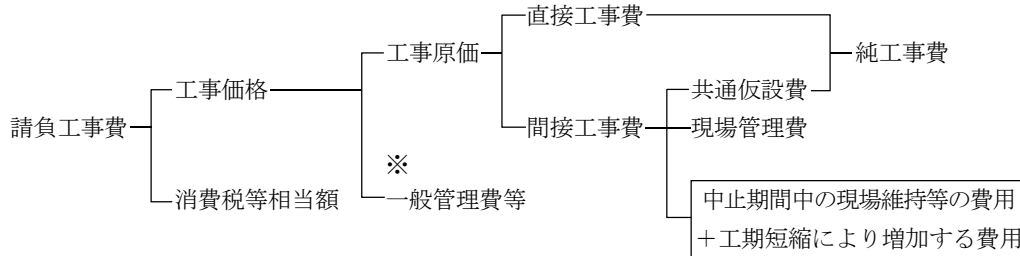


10. 増加費用の事務処理上の取扱い

- (1) 増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならい、更改契約するものとする。
- (2) 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担するものとする。
- (3) 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して、行うものとする。

11. 増加費用等の構成

中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



※中止に伴う本支店における増加費用を含む

増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、算定方法は以下のとおりとする。ただし、中止期間3ヶ月以内は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

12. 中止期間中の現場維持等に要する費用

- (1) 標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。

1) 積上げ項目

積上げ計上する項目は、直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用であり、下記の内容とする。

- イ. 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
- ロ. 直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用

2) 率で計上する項目

中止に伴い増加する費用の内、現場経費で算定する内容は下記のとおりとする。

イ. 運搬費の増加費用

現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用及び大型機械類等の現場内小運搬

ロ. 安全費の増加費用

工事現場の維持に要する費用

（保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用）

ハ. 役務費の増加費用

仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金

ニ. 営繕費の増加費用

現場事務所、労務者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用

ホ. 現場管理費の増加費用

現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

(2) 中止に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する。

$$G = dg \times J + \alpha$$

ただし、

G : 中止期間中の現場維持等の費用 (単位 円 1,000円未満切り捨て)

dg : 中止に係る現場経費率 (% 小数点第4位四捨五入3位止め)

J : 対象額 (中止時点の契約上の純工事費) (単位 円 1,000円未満切り捨て)

$\alpha$  : 積上げ費用 (単位 円 1,000円未満切り捨て)

1) 中止に伴い増加する現場経費率

$$dg = A \left\{ \left( \frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left( \frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、

dg : 中止に伴い増加する現場経費率 (% 小数点第4位四捨五入3位止め)

J : 対象額 (中止時点の契約上の純工事費) (単位 円 1,000円未満切り捨て)

N : 中止日数 (日)

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R : 公共工事設計労務単価 (土木一般世話役)

A :

B :

a :

b :

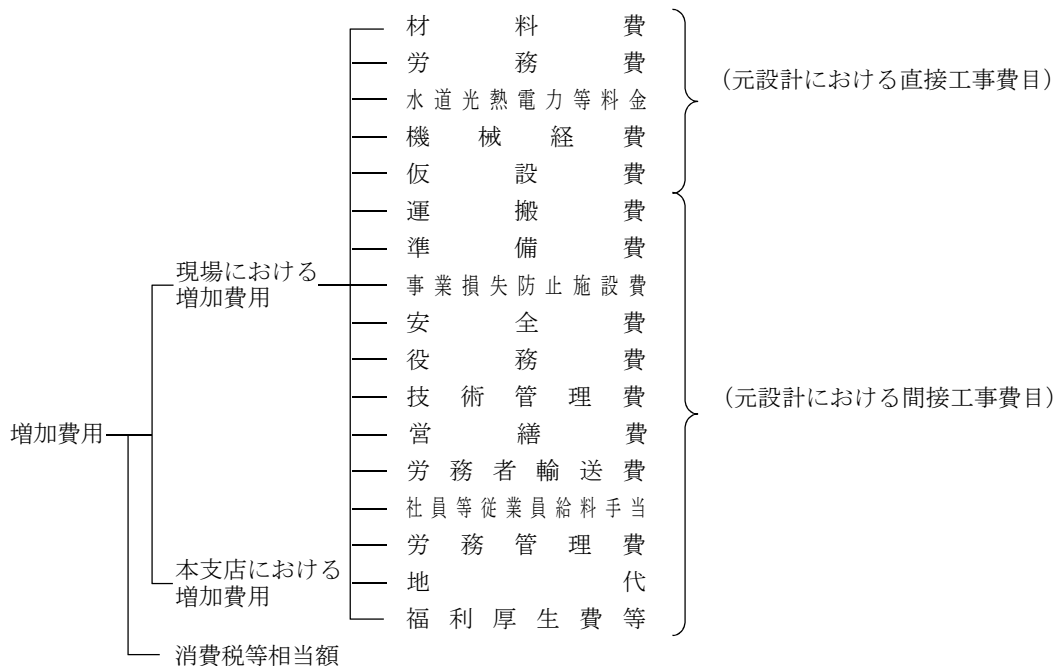
工種ごとに決まる係数 (別表-1)

別表-1

工種区分	係数 A			係数 B	係数 a	係数 b	
	地方部 (一般交通等 の影響なし)	地方部 (一般交通等 影響あり) 山間僻地 離島	市街地 (D I D地区・ 準ずる地区)				
河川工事	739.2	781.0	807.6	-0.2636	0.3687	0.3311	
河川・道路構造物工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075	
海岸工事	105.5	111.4	115.2	-0.1120	1.6285	0.2498	
道路改良工事	339.5	358.7	370.9	-0.1935	0.4461	0.3348	
鋼橋架設工事	550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607	
P C 橋工事	476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058	
橋梁保全工事	180.4	190.6	197.2	-0.1562	0.8251	0.3075	
舗装工事	453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226	
共同溝等工事	(1)	209.6	221.5	229.1	-0.1448	0.1529	0.4058
	(2)	154.8	163.6	169.1	-0.1153	0.3726	0.3559
トンネル工事	293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252	
砂防・地すべり等工事	151.0	159.5	164.9	-0.1379	0.4267	0.3357	
道路維持工事	96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3933	
河川維持工事	439.2	464.0	479.9	-0.2138	0.0144	0.5544	
下水道工事	(1)	437.5	462.4	478.1	-0.2054	0.0812	0.4356
	(2)	135.2	142.9	147.8	-0.1089	0.2598	0.3771
	(3)	106.4	112.6	116.3	-0.1078	0.5988	0.3258
公園工事	244.3	258.1	267.0	-0.1733	0.2026	0.3740	
コンクリートダム工事	351.8	371.8	384.5	-0.1793	11.6225	0.1998	
フィルダム工事	508.1	536.9	555.1	-0.2055	0.0617	0.4440	
電線共同溝工事	256.9	271.4	280.8	-0.1615	8.1264	0.1740	

13. 増加費用の構成費目

増加費用の構成費目は、次のとおりとする。



14. 増加費用の費目と内容

増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

(1) 現場における増加費用

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。

ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により中止期間中稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

## ニ 機械経費

### ① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

① 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回る事等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、管理費を含む。）

② 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

## ホ 仮設費

### ① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

### ② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

### ③ 工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

## ヘ 運搬費

### ① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

### ② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

## ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

## チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

## リ 安全費

### ① 既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

### ② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

## ヌ 役務費

### ① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

### ② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料

## ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

## ヲ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工

事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費，補修費，損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が，営繕費，労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給料手当

中止期間中等の工事現場の維持等のために，受発注者協議により定めた次の費用

- ① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械，電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ② 中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間，工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用
- ④ 工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用

コ 労務管理費

- ① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち，当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお，専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており，かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

- ② 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費の内，営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費の内，現場従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

- (2) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

- (3) 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用